

日本サイエンスパーク協会（JASPA）会則

現行会則全文

第1条（名称）

この協会は、日本サイエンスパーク協会（以下、「協会」という。）と称する。

2 英文では、JAPAN SCIENCE PARKS ASSOCIATION（JASPA）と表示する。

第2条（目的及び事業）

協会は、サイエンスパーク等の産業支援機関、自治体及び民間企業等が連携した緊密なネットワークを形成し、相互の発展と地域経済への貢献に資することを目的に、産業振興に関わる交流や施設運営の情報交換等を行う。

第3条（会員）

協会の会員は、次に掲げるものによって組織する。

（1）正会員 協会の趣旨に賛同するサイエンスパーク施設管理運営主体等ほか、研究開発・人材育成及び起業家育成を主たる目的とする事業主体

（2）オブザーバー会員 協会の趣旨に賛同する地方自治体および企業・大学・団体等

第4条（入会）

会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」を事務局に提出し、役員の承認を得なければならない。

第5条（退会）

会員は、会員の意思により任意に退会することができる。その場合、別に定める「退会届」に退会理由を記載し、事務局に提出しなければならない。

第6条（役員）

協会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 2名

2 役員は、正会員の中から総会において選任する。

3 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

第7条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

第8条（総会）

総会は、会員（オブザーバー会員を除く。）をもって構成する。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議および決定する。

（1）役員の選出

（2）会則の改廃

（3）事業計画および事業報告の承認

（4）その他協会の運営に関する重要な事項

4 通常総会は、毎年1回定期的に開催する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

6 総会は、会長が招集し、その議長となる。会長が欠席の場合は、副会長が代行する。

7 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。但し、総会を招集することなく書面議決により正会員の過半数の賛同を得て決議することができる。

8 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、書面による議決権を行使しない正会員は賛成したものとみなす。

9 オブザーバー会員は、総会に参加することができる。

第9条（事業年度）

協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（会費）

協会は、会費を徴収しないが、事業推進上特段の費用が発生する場合は、会員から実費相当額を徴収することができる。

第11条（事務局）

協会の事務を処理するために、株式会社ケイエスピー内に事務局を置く。

2 事務局の事務処理に必要な事項は会長が別に定める。

第12条（その他）

この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、昭和63年7月15日から施行する。

この会則は、平成2年12月6日から施行する。

この会則は、平成8年6月27日から施行する。

この会則は、平成16年7月8日から施行する。

この会則は、平成18年7月20日から施行する。

この会則は、平成19年8月10日から施行する。

この会則は、平成20年7月3日から施行する。

この会則は、平成21年7月9日から施行する。

この会則は、平成23年9月8日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、令和元年8月21日から施行する。

日本サイエンスパーク協会 事務局（株式会社ケイエスピー内）